

<特別児童扶養手当の認定請求時に必要な書類等について>

1. **認定請求書**
※請求者は児童の父・母（又は養育者）のうち所得の高い方
2. **診断書（本手当専用の様式）**
・診断日から1か月以内のもの。
・身体障害者手帳1～3級（下肢機能障害については4級の一部も含む）又は療育手帳「A」判定の手帳を持っている児童は、その写しをもって診断書を省略できる場合があります（ただし、内臓疾患による障害の場合は必ず診断書が必要です）。
3. **振込先口座申出書**
4. **請求者名義の通帳の写し**（名義人、口座番号等がわかる部分）
5. **戸籍謄本**（世帯全員分）（発行日から1か月以内のもの）
6. **マイナンバーのわかるもの**（認定請求書に記載する人全員分）
7. **請求者の本人確認書類**（顔写真付きのもの 例：運転免許証、マイナンバーカード）
8. **課税証明書※該当者のみ**
（1月1日時点で京田辺市以外に住民登録があった申請者及び扶養義務者のうち、特定親族特別控除を受けている方）
※特定親族特別控除とは、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の子等の合計所得金額が
58万円超123万円以下の場合受けられる控除

【注意点】

- （1）家庭の状況等によっては、ほかに書類が必要となることがあります。
- （2）認定請求については、必要な書類が全て揃った時点での受理となります。
一部の書類のみを受け付けることはできませんのでご了承ください。

【その他の手当制度】

◎京田辺市中心身障害児童特別手当・特定心身障害等児童特別手当

18歳未満の障がいのある児童を養育され、京田辺市に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳にその児童とともに登録されている場合に、その保護者に支給する手当です。詳しくは、子育て支援課までお尋ねください。

◎障害児福祉手当

20歳未満の在宅の重度障害児で、日常生活において常時介護を必要とする状態にある方に支給する手当です。詳しくは、障がい福祉課までお尋ねください。

【問合せ先】

京田辺市 子育て支援課 TEL：0774-64-1376

障がい福祉課 TEL：0774-64-1372